

実地指導がいつ来ても 慌てないための 道標

進化する事業所づくりのコツ

株式会社SOL 代表取締役 近藤貴史



2005～2009年に介護福祉士として介護現場の最前線で活躍。その後、通所介護事業FC本部直営事業所管理者から役員まで6年間で疾走し、小規模通所介護40事業所の運営・開業を支援する。行政指導・調査の同席150回以上、支援先事業所の処罰実績0。ほぼすべての事業所で稼働率は95%以上である。2013年に株式会社人ーを設立。現場経験のある介護事業コンサルタントとして活動を開始した。2014年社会福祉戦略研究所取締役COO就任。2015年同研究所代表取締役、全国通所介護事業者連絡会理事就任。2016年4月会社名をSOLに変更。現在は、介護事業の新規開設・運営改善をはじめ、介護システム開発アドバイザー・CCRC導入プロジェクトなど、一部上場企業・市区町村からの依頼まで多方面で活躍している。

通所介護への実地指導・監査における 昨今の動向と重点指導事項

本連載では、通所介護における昨今の実地指導の現状と対策をテーマに、本誌をご覧になっている皆さんの不安や疑問を整理し、実務に役立つ情報やポイントを全6回にわたり解説していきます。また、皆さんの事業所での研修や指導に役立てていただけるよう、できる限り体系的にお伝えできればと思っています。

第1回となる今回は、「通所介護への実地指導・監査における昨今の動向と重点指導事項」をテーマとして、まずは全体像とコンプライアンスの重要性について説明していきます。

厳しさが増す 通所介護をめぐる周辺状況

法改正を控えた通所介護事業者がまずやるべきことは、次の3つであると私は考えます。

- ①コンプライアンス
- ②現場を巻き込んだ集客
- ③職員定着率の向上

日々の事業所の経営・運営において皆さんが肌で感じておられるように、通所介護

をめぐる周辺状況はより厳しさを増していると言えます。これはあくまで介護保険法施行時の対比となりますので、現報酬が果たして適正か否かについては別の議論となるのですが、介護保険法施行時を0とした時、実質改定率の推移は▲6.35%で、記憶に新しい2015年度の改定で通所介護は要介護3の方の比較で、小規模事業所が▲9.3%、通常規模事業所が▲4.9%、大規模事業所が▲4.9%と大幅なマイナス改定となり、また、介護予防通所介護については要支援1が▲22.2%、要支援2が▲20.3%となったことにより、事業の見直しを余儀なくされた事業所も少なくないのではないのでしょうか。

さらには、通所介護の事業構造も大幅に変更され、定員18人以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護として地域密着型サービス事業に位置づけられ、また、介護予防通所介護については介護予防・日常生活支援総合事業への移行を示されるなど、今後の経営に不安を抱えている経営者も少なくないのではないのでしょうか。

そして、通所介護の本質的な機能分類と

表1●指定取消等行政処分の推移

公表データを加工

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	合計
指定取消件数	7	29	90	105	81	96	73	97	116	82	103	80	63	109	97	119	1,347
指定効力全部停止件数							6	3	7	8	4	29	29	26	35	42	189
指定効力一部停止件数								5	14	61	11	57	28	83	83	66	408
年度毎合計数	7	29	90	105	81	96	79	105	137	151	118	166	120	218	215	227	1,944
請求事業所数	—	94,966	106,843	115,633	130,055	142,719	173,423	231,048	239,502	244,657	255,460	267,788	281,840	304,784	322,814	336,602	—
請求事業所数に対する行政処分割合 (%)	—	0.03	0.08	0.09	0.06	0.07	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.04	0.07	0.07	0.07	—
請求事業所数に対する指定取消処分割合 (%)	—	0.03	0.08	0.09	0.06	0.07	0.04	0.04	0.05	0.03	0.04	0.03	0.02	0.04	0.03	0.04	—

質の見直し、軽度者から中重度者への本格的なバランス転換が予測される2018年度、2020年度の改正においても、おそらく報酬改定はマイナスに推移することでしょう。これらを見越して考えると、通所介護事業は今までのようなゆとりを持った経営・運営はできなくなると判断せざるを得ません。

このような中、今後、生き残るためにとるべき戦略として、保険外サービス事業の拡充、介護保険サービスの多角化など、さまざまな方策が言及されているかと思えます。しかし、ここで皆さんの事業所を一度振り返ってみてください。冒頭に挙げた「3つのやるべきこと」がしっかりと実現できていますか？ 実地指導が今日突然来たとしても怖くないと言えますか？ 稼働率は年間平均95%以上で推移していますか？ 職員は離職することなく日々、皆さんの事業所で働き続ける理由を感じてポジティブに活躍していますか？ まずは、この3つのやるべきことをしっかりと実現し、今ある事業を存続するための地盤をつくることに取り組むべきです。

この「3つのやるべきこと」の中でも、

常に不安を感じているにもかかわらず後回しにしてしまいがちなのが「コンプライアンス」ではないでしょうか。満員御礼の事業所も職員定着率に優れている事業所も、コンプライアンスを後回しにし続けたことにより、多額の返還・過誤調整を指示され、資金繰りが悪化し、最悪の場合は指定取消という結果になる可能性があることを認識する必要があります。

では、指定取消などの行政処分を受ける事業所は一体どれくらいあるのか、指定取消などの処分状況を見ていきたいと思えます。

指定取消事業者数の推移と2015年度実地指導の実施状況

2000年以降の介護事業所の処分状況は表1のとおりです。

指定取消となった事業所数は2015年度では119事業所と過去最多となっています。もちろん、介護保険法施行当初から比較すると請求事業所数も3.5倍以上になっていますので、請求事業所数に対する割合で見ると微増です。

次に表2を見てみると、実に2015年度

表2●2015年実地指導の実施件数

公表データを加工

2015年度実地指導の実施件数	実地指導実施件数				
		うち改善報告を求めた事業所数	実施件数対比	うち過誤調整を指示した事業所数	実施件数対比
指定通所介護	7,465	4,804	64.4%	1,090	14.60%
指定介護予防通所介護	6,863	4,177	60.9%	664	9.68%
通所介護合計	14,328	8,981	62.7%	1,754	12.24%
全サービス合計	65,023	35,395	54.4%	5,921	9.11%

に実地指導を実施した通所介護事業所の約65%が何らかの指導を受け、実地指導実施件数に対して約15%の事業所は過誤調整の指示を受けています。過誤調整の指示を受けるということは、平たく言えば、過去に算定した介護給付のうち一部を返金するということです。

過誤調整の指示を受けるのは、介護給付を算定する根拠に不足があった場合、もしくは算定できない給付を受けていた場合です。事前に算定根拠や基準を把握した上で運営していれば回避できることがほとんどであるだけに、日頃からコンプライアンスを意識して最新の情報を収集することと、運営に定着させる日々のマネジメントが重要になります。

とはいえ、そもそも実地指導を何回も経験している人も少ないのではないかと思いますので、実地指導の概要と重点指導項目について見ていきましょう。

実地指導の概要と重点指導項目

今でも、「実地指導」と「監査」を混同している人が少なくありませんが、「実地指導」と「監査」は別の目的で行われます。「実地指導」は、事業者の健全な運営を支援し、制度管理の適正化とよりよいケアの

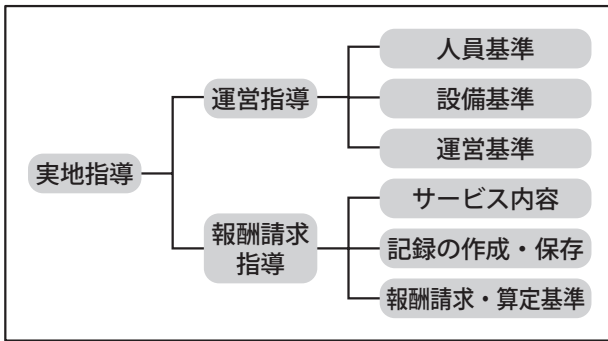
実現を目的としており、「監査」は各種情報により基準違反が疑われ実地検査の必要があると認められた場合に、悪質な不正請求や指定基準違反に対する改善を目的として行います。

実地指導の目的をより詳しく見ていくと、高齢者に対する虐待や身体拘束の防止と認知症ケアの理解の促進といった視点と、不適正な事業運営の防止と改善といった視点の2つに分類できます。高齢者に対する虐待や身体拘束の防止および認知症ケアの理解の促進については、「事業所内外において研修が実施されているか?」「必要な手続きが適切に行われているか?」などが確認され、不適正な事業運営の防止と改善については、架空請求、人員、設備、運営に関する基準を遵守した運営がされているかが確認されます。

もちろん、「やっています」「できています」と口頭で申し開きしても認められることはありませんので、それぞれ根拠としての記録や帳票が必要となります。例えば、研修を例に挙げると、事業所内外における研修実施の根拠として、次に挙げる5つができていれば研修を実施していると思なされます。

- ①研修計画が立てられているか
- ②研修を実施した日時・参加者が記録され

図●実地指導における2つのカテゴリー



ているか

- ③実施した研修の資料などが保管されているか
- ④研修参加者から漏れなく研修報告書が提出され保管されているか
- ⑤研修に参加しなかった職員には資料の閲覧などがなされ、その閲覧記録が残されているか

加算の算定根拠として研修の実施が設けられている場合は、この点についてしっかり理解した上で取り組まなければ、指導を受ける可能性が高くなるので注意する必要があります。

そして、不適正な事業運営の防止については、運営に関する項目と報酬請求に関する項目について事業所内の記録・帳票類をもとに細かく確認されます。

実地指導当日までの流れとしては、まず、指導当日の前々月を目途に実地指導の案内が実地指導担当者より文書にて郵送されてきます。その際に、事前提出書類と当日準備書類の指示を受けます。事前提出書類については、期日までにあらかじめ提出した上で当日を迎えます。実地指導当日の流れや実地指導に要する時間については、各担当行政によってさまざまです。2時間程度で終了してしまうところもあれば、朝から夕方までじっくりと確認するところもあります。

実地指導において担当者が悪質であると判断した場合は、監査に切り替わったり、監査に移行せずに指定取消または効力の一部停止などが言い渡されたりする可能性があるため、実地指導といえども油断せずに真摯に向き合い、実地指導の段階で担当者に「こんなにきれいに運営をされている事業所は初めてです。」と褒めてもらえるように日頃から準備をしましょう。

実地指導における2つのカテゴリー

実地指導について整理をしていく上で、「運営指導」のカテゴリーと「報酬請求指導」のカテゴリーに分類するととても理解しやすいと思います。

運営指導のカテゴリーは、さらに「人員基準」「設備基準」「運営基準」の3つについて指導され、報酬請求指導のカテゴリーでは「サービスの具体的内容」「記録の作成・保存」「報酬請求・費用の算定基準に伴う留意事項」について指導されます(図)。

それぞれのカテゴリーについて少し掘り下げていくと、運営指導のカテゴリーにおける人員基準については、必要な人員の確保および資格の保持について、そして適切な兼務がなされているかどうかチェックされます。設備基準については、指定申請時と変わらずに必要な広さを持つ専用の区画が設けられているか、運営基準については、運営規程、重要事項説明書、個人情報同意書など、各種同意書並びに掲示事項、契約書および介護計画書や個別経過記録の作成などについて確認されます。

報酬請求のカテゴリーにおいては、レセプトからさかのぼり利用者への請求書、領収書、ケアプランおよびサービス提供票、

そして介護計画や個別経過記録などの作成・運用とその整合性を確認されます。

次に、2つのカテゴリについての重点指導項目について見ていきましょう。

重点指導項目と 特に注意すべきポイント

運営指導のカテゴリでは5つポイントがあり、特に時間を割いて確認を受けます。

- ①高齢者虐待防止、身体拘束禁止の確認
- ②一連のケアマネジメントプロセスの重要性和確認
- ③生活支援のための個別ケアの推進
- ④シフトの予定と実績の整合性
- ⑤利用相談からサービス提供開始までの必要書類（相談表・重要事項説明書・計画書など）について日付や内容の整合性

これらは、介護給付の算定根拠として、介護保険法に定められる原理原則に沿った運営をしていることの根拠となります。

次に、報酬請求指導のカテゴリにおいては、大きく分けて4つのポイントについて確認を受けます。

- ①各種加算についての算定根拠と適正な取り扱い
- ②報酬基準に基づいた実施体制の確保
- ③多職種との協働によるサービス提供
- ④処遇改善加算の適正配分と計画どおりの実施

各種加算についての指導において、通所介護で特に注意を払いたいのが、個別機能訓練加算についてです。弊社は毎月4回程度無料で実地指導対策のセミナーを実施しています。セミナーに参加される動機として毎回のよう聞かれるのは、「個別機能

訓練加算Ⅱの算定を受けていたが、実地指導が来た際に全額返金することになり、もう一度勉強し直そうと思ったから」という声です。返金となった理由は、個別機能訓練計画が個別機能訓練加算Ⅱの計画としてふさわしくないという内容です。

加算算定に必要な人員基準や計画作成にかかる手順などのほか、個別機能訓練加算Ⅰと加算Ⅱでは機能訓練の目的自体が異なります。その算定基準を見ると、個別機能訓練加算Ⅰにおいては「利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する…」、個別機能訓練加算Ⅱにおいては「利用者の生活機能向上を目的とする…」とされています。

細かいところは担当行政ごとの差異があるかもしれませんが、一般的には、個別機能訓練加算Ⅰは身心機能への働きかけを中心に行い、個別機能訓練加算Ⅱでは身心機能への働きかけだけではなく、ADLやIADLなど、また役割の創出や社会参加の実現など、身心機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものと理解してよいでしょう。

そのため、個別機能訓練加算Ⅱの計画においては、「ご自宅の浴槽に一人でつかれるようになる」などの目標設定が適正と判断されます。

* * *

さて、最後までお読みいただきありがとうございます。今回は第1回ということもあり、通所介護の周辺環境、実地指導の概要や考えを整理する際のポイントがメインとなり、読まれている方には少し物足りない点もあったかと思えます。次回以降では、実地指導対策のポイントについてより詳細に述べていきますので楽しみにしてください。